
「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.29 2010.12.21

【目次】

1 2010 年度研究総会報告

- (1)竹森正孝「シンポジウム『体制変動と労働組合』に想う」
- (2)中山顕「2010 年度研究会『体制変動と労働組合のダイナミズム』に参加して」

2 2010 年度大会

- (1)運営委員会
- (2)事務総会

3 2011 年度研究会・大会について

4 事務局からの連絡:会費の納入

1 2010 年度研究会

2010 年 6 月 4 日(金)、愛媛大学で、今年度の大会が開催されました。例年通り、午前中に運営委員会が開かれ、午後に総会(事務総会)と研究会が行われました。研究会に参加された会員から、感想を寄せていただきました。

研究会報告:

テーマ 体制変動と労働組合のダイナミズム

- ・権力・市場・企業管理と労働組合一体制転換期ポーランドにおける問題構成の変容(小森田秋夫・神奈川大学)
- ・社会的パートナーとしてのロシア労働組合—意味と実態(武井寛・甲南大学)
- ・中国労働組合法(工会法)の施行過程と現状の課題(石井知章・明治大学)
- ・労使紛争・労働条件決定手続と労働組合一ベトナム労働法における労働者代表主体の取り扱い(斉藤善久・神戸大学)

(1)「シンポジウム『体制変動と労働組合』に想う」

竹森 正孝(岐阜大学地域科学部)

研究会事務局の要請によって、本年度の研究会の感想を寄せることとなった。

2010 年度の研究会のシンポジウムのテーマは、「体制変動と労働組合のダイナミズム」であった。記憶違いでなければ、本研究会が「体制変動」とかかわらしめて労働組合問題を取り上げたのは、初めてのことでなかっただろうか。労働法を取り上げたことはあったと思うが、そもそも労働組合に焦点をあてたシンポジウム自体が初めてだったかもしれない。ポーランド、ロシア、中国、ベトナムにおける問題状況を真正面から分析したすばらしい報告をされた

各報告者に、また興味深いテーマを設定され、企画を首尾よくまとめ上げられた企画担当の鈴木会員に、まずは謝意を表したい。とりわけ、中国とベトナムという市場経済社会への移行を、社会主義政治体制を堅持しながら推し進める国における近年の労働組合や労働紛争、それらにかかわる法制度の変遷についての報告は、私にとって新しい知見をうる貴重な機会となった。

各報告に共通する、というよりは旧・現存社会主義諸国における労働組合の抱える問題の核心の一つは、いわゆる「官制労組」と「自主労組」のそれぞれの政治性と自立性の問題であるように思われる。

企画を担当された鈴木賢会員の「趣旨説明」にあるように、労働組合問題が体制選択と直結した形で政治的、法的な中心的課題として現れたのは、「ポーランドの夏」の「連帯」運動であった。労働者の権利擁護を主たる課題とする労働組合が、体制擁護の「道具」になるのか、体制批判の先鋒になるのか、すぐれて政治的な問題である。体制批判の主要な担い手となった「連帯」は、体制移行後の新しい体制においてその「擁護」の位置に転化することは容易に想定しうることであったろう。そうであれば、ソ連などの旧体制下で、労働組合が「体制擁護」機能を担うことをそれ自体はなから否定的に考えることも均衡を欠くことになる。初期ソビエトにおける「労働組合」論争はそのことを示唆していたように思う。しかし、同時に、労働者の権利を擁護すべき労働組合が、モリスティックな政治経済体制のもとで、「体制擁護」機能を果たすとは、かつてのソ連憲法にあったように、体制原理や「人民の利益のために」または「共産主義建設のために」という目的規定の下に、個々の権利の否認や、個別的な集団的労働紛争にたいする抑圧的な対応に容易に墮してしまったのもまた事実であった。

ここには、やや大雑把な言い方ではあるが、わが国においても議論となっている集団的権利の担い手としての労働組合とその構成員の市民的権利の衝突という問題にも通ずるものがあるように思う。

思えば、社会主義国家・法と労働組合の問題は、古くは、1920年代の労働組合論争以来、社会的大衆的組織としての労働組合を、政権の構築・社会主義建設の過程で、どのように位置づけるかは、緊張に満ちた、すぐれて政治的な課題であった。

歴史的経験としては、これまでの20世紀社会主義は、この問題に的確な解答を与えたとはとうていいいえない。研究状況からいっても、問題のあり様や特定の時期の特定の運動における対抗軸の構造的な解明は幾多の成果を蓄積してきたとはいえ、いまだその域を超えるものとはなっていない。多くの国で、一党制または事実上の一党制の下に、政治的モリスムスが貫徹し、それが社会のレベルでも「一枚岩」的な労働組合の組織化、作家同盟などの文化戦線の一元化などに波及し、思想や運動、文化的価値観・意識など、ことからの性格上モリスムスになじむはずのない領域にまでことが及んだことに起因するといえよう。政治的、社会的なプルーリズムを包摂した社会主義の経験をわれわれは知らないできた。そのことが、今後の中国やベトナムでどのように考えられていくのか。

本年度の研究会は、こんな関心事に正面から応えてくれた。また、こうした問題監視を持続させていくことの必要性、重要性を改めて確認させてくれた。個々の報告への言及はここでは控えるが、来春の会誌の発行後においても、継続的に議論が続くことを願うものである。いつにもまして興味深い有意義な研究会であった。

「兎角に人の世は住みにくい」とは、あまりに有名な夏目漱石『草枕』の冒頭のことばであ

る。日露戦争前の興奮にわく風潮に異を唱えた漱石に想いを馳せながら、司馬遼太郎『坂の上の雲』にちなむミュージアムや主人公秋山兄弟ゆかりの地を訪ねながら、このシンポジウムがロシア人捕虜収容所跡にかかわる地の松山で開催されたことを何かの縁と感じながら、この感想をしたためている。

最後に、今回の研究会が、四国・松山で開催されたこともあって、長くソビエト労働法の研究を続けてこられた中村賢二郎会員が参加されたこともうれしいことであった。全体として「高齢化」したとはいえ、この研究会の前身である社会主義法研究会以来、長く研究会を支えてこられた方々が、大学教員の現役を退かれた後も、引き続いて旺盛な研究意欲と系統的な問題関心とをもって、後続の会員たちを励ましていただいていることには、強い刺激をいただいた。深く感謝したい。会誌11号に、『ソビエト法理論史研究』の注記で留意されていた30年代初頭のグルジア法学界の理論状況について、詳細な研究ノートを投稿された藤田勇会員またしかりである。

何かと大学行政にかかわる雑務に忙しい人が増えている昨今ではあるが、研究会への参加者がやや減少傾向にあること、会誌への投稿が引き続いて少ないことなどを考えるとき、ここに紹介したような大先輩たちの気概や学的こだわりの姿勢に学びたいものである。

(2)「2010年度研究会『体制変動と労働組合のダイナミズム』に参加して」

中山顕(名古屋大学法学研究科)

2010年度の研究会は「体制変動と労働組合のダイナミズム」というテーマのもと、ポーランド、ロシア、中国、ベトナム4カ国を比較し、各国の労働組合の位置付けとそれが社会体制に及ぼす影響について、それぞれの国を担当する4名の会員による報告と討論が行われた。

社会体制と労働組合という問題は、従来、労働者を管理し動員する役割を担ってきた社会主義国家における典型的な労働組合像が、体制変動にともないいかなる変化を遂げ、また逆に体制に対していかなる影響を与え得るのかという、前世紀の歴史的検証を意味する一方で、他方では中国やベトナムといった現存社会主義国家において、経済の自由化によりグローバルな労働市場に参入することでその労使関係が新たな展開をみせている今日、労働者国家という建前から組合規制のあり方をどう説明し得るかという実践的課題として位置づけられるのだろう。

前者では、小森田秋夫会員(神奈川大学)の報告から、70年代以降の経済危機に見舞われたポーランドで、経済政策に対する市民の抵抗に遭った政府が、その抑圧の形態を当初の実力的な手段から次第に解雇権を通じたものへと変えていくなかで、抵抗側もストライキの断行、「自由な労働組合」の主張を求めて運動が拡大し、やがて一枚岩的労働組合の維持が困難とみた政府が限定的にせよ労組複数主義を承認していく過程として把握される。1980年には独立自治労組『連帯』が結成され、これを中核としたいわゆる『連帯』運動は、小森田氏の言う「政治的多元主義が否定されたままで労組複数主義が公認されたことにより狭義の『連帯』が(社会的多元主義の形をとって)政治的多元主義に<代位>する現象」となって顕れ、後の体制移行を担う主体を形成した。しかし、その後の市場経済化によって最も打撃を受けた部門が他でもない『連帯』労組の拠点、造船・石炭産業だったという皮肉は、ポーランドの

労働組合が歴史の特異な過程において成しえた功罪をのり越えて、移行後の新たな組合像の再構築を必要としていることを暗に示している。

武井寛会員(甲南大学)の報告では、既存のソビエト的労働組合が衰退し、組織率が低迷するロシアにおいて、経済自由化にともない労働紛争のあり方も従来型の公営部門を中心とした対政治権力的なそれから、個々の企業における賃上げ要求へと変質し、社会との連携を築きにくくなってきていること。そのうえ、ストライキの実施に煩雑な手続を設けた労働法典(2001年、2006年改正)をはじめとする厳しいストライキ規制が敷かれている問題点が指摘された。

石井知章氏(明治大学)の報告からは、中国の労働組合が共産党と労働者との「伝達紐帯」というイデオロギー的性格を維持しながらも、経済的自由化にともない一定の政治的自由化が不可欠とされる中で抱えたジレンマ、その象徴的な例として、本来は労働者と対置するはずの企業側の経営責任者が組合員になれるという工会法の規定や、現行法上法的根拠は与えられていないが、禁止もされておらず、事実上の黙認状態にあるストライキ権などの矛盾を抱えながら、今後も、労働組合規制、とりわけストライキ規制を媒介として体制維持と政治的自由との攻防が展開される様子を注意深く見守っていく必要があるのだろうと感じた。

ベトナムでは、ドイモイ政策以降、外資・民間部門に多く出現した労働組合未組織企業に対して、従来のような全国統一的な組織化が事実上困難となるなか、これら未組織企業内部にどのようにして労働者代表主体を形成するのかをめぐり、過去二度の労働法典改正の際に議論がなされてきており、最新動向として2010年労働法典改正過程における議論が斉藤善久氏(神戸大学)により紹介された。

4者各様の報告をふり返って、労働組合を中心に展開されるストライキ等の労働運動が、政治領域にまで及び、そこから政治的自由の領域を拡張していく契機を有することは、体制維持との関係において常に緊張を孕み、中国とベトナムの例はその攻防の一端を示しているようにみられた。とりわけ社会主義体制にとっての労働組合規制の問題は、時として諸刃の剣となり自らに襲いかかり得る扱い難い問題であり、そのことが本企画の趣旨にもある「ダイナミズム」を惹起しているのかもしれない。ポーランドの『連帯』運動に関して小森田会員の上述のようなシェーマが、中国、ベトナムの今後を予言しているのか否かも非常に気になるところである。また、今回、ストライキを社会体制との関係でどのように捉え得るのかという論点がお残されており、討論部分の多くもその議論に充てられたが、なお議論が熟すまでにはあまりに時間がわずかであったことが唯一残念に思われた。

2 2010 年度大会

運営委員会について

運営委員会で決定し、総会で承認されたのは以下の通り。

(1)2009/10 年度の活動報告(2009.6.6~2010.6.4)

(2)研究会

「労働組合」(愛媛大) 24名(会員20名)

(3)会誌

①11号編集(発行2010年5月20日) これまでの総会会場における手渡しから、郵送による配布としたため発行日を繰上げた。

②献呈について: 献呈先 国会図書館、第一法規、法律時報

③継続購入の報告: 東大社研、京大法、一橋図、九大法、早大法文セ、北星大図/北大図。また名古屋大で創刊号から購入できるように検討するとの報告があった。

④在庫状況に関する報告

(4)事務局ニュース

3回発行したことが報告された。(7月:研究会参加記、12月:企画要旨・自著紹介・研究会紹介、4月:報告要旨)

(5)会員に関する報告

①現状 会員数77名(2009年度会費納入49名)

②会費長期未納者(2009年度まで)

6年 5名

5年 4名

可能性のある人については、個人的に働きかけた上で、対処することとした。

③入会者 4名

(6) 名簿 長期未納者の未処理のため発行できず

(7) 決算(別紙)

(8) 運営委員選挙

以下のように、新運営委員が選出された:

①選挙管理委員会 木間正道(委員長)、鷗田えみ、鹿嶋瑛

②結果

鮎京正訓、阿曾正浩、伊藤知義、木間正道、小森田秋夫、篠田優、渋谷謙次郎、杉浦一孝、鈴木賢、高見澤磨、(次点 樹神成)

※木間会員より辞退の申し出があり、承認された(選挙規程7条3項「当選者が辞退を申し

出た場合、次点者を繰り上げ当選者とする。ただし、運営委員会の事後承認を受けるものとする)ため、次点の樹神会員を運営委員として承認した。

(9)新運営委員会

委員長 小森田秋夫 事務局長 島田弦 企画 伊藤知義

12号編集 編集長:渋谷謙次郎、委員:坂口一成、鈴木賢、宇田川幸則

会計 河村有教 監査 竹森正孝 雑誌担当を新設 阿曾正浩

新運営委員会の合議により、島田会員と宇田川会員を推薦委員として選出した。

(10)運営委員の定年制の是非について

定年制を設けることなく、現状通りとすると確認した。

(11)事務局ニュース 例年と同様3回発行するものとした。

(12)名簿 前事務局長も支援して、今年度中に発行するものとした。

(13)予算 別紙の通り承認された。

(14)会誌または会費の値下げについて

現行4500円を4000円にすることが提案された。1年かけて検討して来年に決定することとした。

値下げできる財政的根拠(別紙)

A案:会誌価格を1500円から1000円に値下げする案

B案:会費を3000円から2500円に減額する案

会誌を1000円に値下げする案、会費については、常勤職など定期的収入のある会員と院生など定期的収入のない会員という2種類の会費制にする案、定年退職者などは相当額の会費を納入すれば以後の会費支払いを免除する永年会員とする案などが検討された。

(15)ホームページの作成

雑誌購入の案内など対外的に研究会の窓口となるように、小森田委員長を中心にホームページの作成に着手することとした。今後は、担当者を決め、内容の充実を図る。

(16)2011年度の研究会

比較法学会が、2011年6月4日(土)、5日(日)に法政大学で行なわれるので、当研究会は、2011年6月3日(金)に東京で開催する予定である。

企画は、テーマは「訴訟における裁判官の役割 当事者主義と職権探知主義」

報告者は、ロシア民事訴訟について伊藤知義、中国に関しては民事訴訟と刑事訴訟について一人ずつ、さらに全体に対するコメントを民事訴訟法の専門家に依頼する予定である。

総会(事務総会)

総会では、2009年度の活動報告と決算、2010年度の活動計画と予算が審議され、異議なく承認されました。

3 2011 年度大会・研究総会

日時：2011 年 6 月 3 日 13 時 30 分～（13 時 00 分受け付け開始）

場所：東京大学（本郷キャンパス）東洋文化研究所 3 階大会議室

研究総会テーマ：「訴訟における裁判官の役割 当事者主義と職権探知主義」

4 事務局からの連絡

会費の納入について

2010 年度までの会費の請求を致します。

振込用紙が入っていたが、請求書がない方

2009 年度まで納入済ですので、2010 年度分の 4500 円をお振り込み願います。

振込用紙と請求書が入っていた方

2010 年度までに未納分がありますので、未納分をお振り込み願います。

納入確認後、当該年度の会誌を送付します（研究会参加者には 10 号をお渡し済みです）。

今回、2009 年度分の会費を請求され、疑問をお持ちの会員がいらっしゃるかもしれませんので、一言説明しておきます。2009 年 6 月の研究会（東大社研）に参加された会員には、当時会費をまだ請求していませんでしたが、会誌 10 号を全員に先にお渡ししました。研究会に参加されるような会員であれば、事後速やかに納入して下さるであろうとの判断で、例外的にとった措置でした。研究会参加者の中には、その後 2009 年度分の会費を納入された方もおられますが、他方で、会誌 10 号がお手元にあるため会費を納入済と誤解されたのか、今日まで納入されていない方もおられます。今回、2009 年度分の請求があるのは、これに該当する方を含んでいます。実務上のミスで二重請求しているわけではありませんので、ご理解の上、納入をお願い致します。なお、現在は、会費納入済みの方にだけ会誌を送付する体制に移行しましたので、今後このような誤解は生まれなと思います。

研究会ウェブサイト

小森田会員の尽力により、ウェブサイトが作成・公開されました。

(URL: <http://assl.world.cocan.jp/index.html>)

【あしがき】

事務局長の不手際により、ニュースレターの発行が遅れてしまいました。本来なら、9月頃に研究総会・大会報告掲載号を、また、12月には次年度研究総会・大会告知を掲載したニュースレターを発行することになっていましたが、この二つの内容を本号にまとめて発行することになりました。

少なくとも年内には発行することを目標に作業を続けてきましたが、皆様のお手元に年内に届いているかどうかは微妙かもしれません。到着が遅れてしまった会員の方々には、新年のご挨拶に代えさせていただきます。

「社会体制と法」研究会事務局

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
名古屋大学大学院・国際開発研究科 島田研究室気付